

(写)

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

龍ヶ崎市市長 中山 一生

龍ヶ崎市条例第36号

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例(昭和32年龍ヶ崎市条例第134号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の92.5」を「, 6月に支給する場合には100分の92.5, 12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表第2中

「

1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
円	円	円
144,100	194,000	230,000
145,200	195,800	231,600
146,400	197,600	233,100
147,500	199,400	234,700
148,600	200,900	236,100
149,700	202,700	237,800
150,800	204,500	239,300
151,900	206,300	240,900
153,000	207,900	242,100
154,400	209,700	243,600
155,700	211,500	245,200
157,000	213,300	246,600
158,300	214,700	248,100
159,800	216,500	249,600
161,300	218,200	250,900
162,900	220,000	252,300
164,200	221,700	253,800
165,700	223,400	255,400
167,200	225,000	257,100
168,700	226,600	258,900
170,100	228,000	260,500
172,800	229,700	262,300
175,400	231,300	264,000
178,000	232,900	265,700
180,700	234,000	267,600
182,400	235,500	269,500
184,000	236,900	271,300

を

「

1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
円	円	円
146,100	195,500	231,500
147,200	197,300	233,100
148,400	199,100	234,600
149,500	200,900	236,200
150,600	202,400	237,600
151,700	204,200	239,300
152,800	206,000	240,800
153,900	207,800	242,400
154,900	209,400	243,500
156,300	211,200	245,000
157,600	213,000	246,600
158,900	214,800	247,900
160,100	216,200	249,400
161,600	218,000	250,800
163,100	219,700	252,100
164,700	221,500	253,500
165,900	223,200	255,000
167,400	224,900	256,500
168,900	226,500	258,200
170,400	228,100	260,000
171,700	229,500	261,600
174,400	231,200	263,300
177,000	232,800	264,900
179,600	234,400	266,500
182,200	235,400	268,400
183,900	236,900	270,200
185,500	238,300	271,900

に,

185,700	238,200	273,100
187,200	239,500	274,800
188,900	240,700	276,700
190,700	241,700	278,600
192,400	242,900	280,300
194,000	244,200	281,800
195,400	245,300	283,700
196,900	246,500	285,500
198,400	247,800	287,400
199,700	248,700	289,000
201,000	250,100	290,700
202,200	251,500	292,500
203,500	252,900	294,300
204,800	254,300	295,800
206,100	255,700	297,500
207,400	257,100	299,000
208,700	258,400	300,600
209,800	259,600	302,200
211,100	260,900	303,900
212,400	262,300	305,500
213,700	263,600	307,200
214,800	264,700	308,100
215,900	265,800	309,600
216,900	267,100	311,100
218,000	268,400	312,700
219,100	269,400	314,300
220,100	270,500	315,900
221,000	271,800	317,500
222,000	273,100	319,000
222,400	274,000	320,500
223,300	275,000	321,700
224,100	275,900	322,900
224,900	277,000	324,100
225,600	278,100	324,800
226,600	279,100	325,700
227,400	280,000	326,500
228,300	281,000	327,300
229,000	281,500	328,200
229,800	282,400	328,600
230,700	283,100	329,300
231,700	284,000	330,100
232,400	285,000	330,900
233,100	285,800	331,600
233,700	286,600	332,300
234,500	287,400	333,000
235,300	288,200	333,500
236,000	288,700	334,100
236,700	289,100	334,600
237,300	289,600	335,200
238,000	289,800	335,500
238,800	290,100	336,000
239,600	290,300	336,400

187,200	239,500	273,600
188,700	240,700	275,300
190,400	241,900	277,000
192,200	242,900	278,800
193,900	244,100	280,300
195,500	245,400	281,800
196,900	246,400	283,700
198,400	247,600	285,500
199,900	248,900	287,400
201,200	249,800	289,000
202,500	251,100	290,700
203,700	252,300	292,500
205,000	253,600	294,300
206,300	255,000	295,800
207,600	256,400	297,500
208,900	257,600	299,000
210,200	258,800	300,600
211,300	260,000	302,200
212,600	261,200	303,900
213,900	262,500	305,500
215,200	263,600	307,200
216,300	264,700	308,100
217,400	265,800	309,600
218,400	267,100	311,100
219,500	268,400	312,700
220,600	269,400	314,300
221,600	270,500	315,900
222,500	271,800	317,500
223,500	273,100	319,000
223,800	274,000	320,500
224,600	275,000	321,700
225,400	275,900	322,900
226,100	277,000	324,100
226,800	278,100	324,800
227,800	279,100	325,700
228,600	280,000	326,500
229,400	281,000	327,300
230,100	281,500	328,200
230,800	282,400	328,600
231,700	283,100	329,300
232,700	284,000	330,100
233,400	285,000	330,900
234,000	285,800	331,600
234,500	286,600	332,300
235,200	287,400	333,000
236,000	288,200	333,500
236,600	288,700	334,100
237,200	289,100	334,600
237,700	289,600	335,200
238,400	289,800	335,500
239,100	290,100	336,000
239,800	290,300	336,400

4 級	5 級
給料月額	給料月額
円	円
263,000	288,900
264,900	291,100
266,700	293,400
268,800	295,500
270,500	297,400
272,400	299,700
274,300	302,000
276,400	304,200
278,400	306,100
280,400	308,400
282,500	310,600
284,500	312,900
286,500	315,000
288,600	317,100
290,600	319,300

を

4 級	5 級
給料月額	給料月額
円	円
264,200	289,700
266,000	291,900
267,800	294,000
269,900	296,000
271,600	297,900
273,400	300,000
275,200	302,200
277,200	304,200
279,200	306,100
281,200	308,400
283,100	310,600
285,000	312,900
287,000	315,000
288,900	317,100
290,800	319,300

に改める。

第 2 条 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 2 第 1 項第 1 号中「貸間を含む。」の次に「次号において同じ。」を加え、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第 2 号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「それぞれ」を削り、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第 1 号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第 2 1 条第 2 項第 1 号中「, 6 月に支給する場合には 100 分の 92.5, 12 月に支給する場合には 100 分の 97.5」を「100 分の 95」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条並びに付則第 4 項及び第 5 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正

前の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例第12条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（市規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第12条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の給与条例第12条の2第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の給与条例第12条の2第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。